

現在～令和4年9月30日まで

## 初診時・再診時に選定療養費がかかります

国が構想する医療の機能分担をすすめる観点から、特定機能病院である福井大学病院は、外来診療の際には、他の医療機関からの紹介を受けていただくことを原則としています。

当院では、平成28年4月1日より、他の医療機関からの紹介によらず直接来院された場合は、次の選定療養費を別途ご負担いただいております。

### 初診の方

- 他の医療機関からの紹介状を持参されず直接来院された場合

医科 5,500 円， 歯科 3,300 円

### 再診の方

- 他の医療機関への紹介を行ったのち、当該医療機関からの紹介状を持参されず受診された場合

医科 2,750 円， 歯科 1,650 円（受診ごと）

※「選定療養費」とは、被保険者である患者さんが選択することで発生する費用です。上の費用は、外来医療の機能分化・連携を推進する観点から制定されています。

次の場合は選定療養費のご負担はありません。

（初診・再診共通）

- 他の医療機関からの紹介状を持参された場合
- 継続して当院を受診中の（予約がある）場合
- 当院の他科（歯科を除く）を受診中の場合
- 特定健診，がん検診等の結果により精密検査の指示があった場合
- 救急医療事業，周産期事業等における休日夜間受診した場合（嶺北地区病院群救急輪番）
- 外来受診後そのまま入院となった場合
- 当院の治験に協力していただいている場合
- 災害により被害を受けられた場合

## 令和4年10月1日より初・再診時の選定療養費の適用対象が変わります

国が構想する医療の機能分担をすすめる観点から、特定機能病院である福井大学病院は、外来診療の際には、他の医療機関からの紹介を受けていただくことを原則としており、紹介によらず直接来院された場合は、選定療養費を別途ご負担いただいております。

上記を更に推進する観点から、令和4年度診療報酬改定で、国が適用対象の変更と最低料金の引き上げを決めたことに伴い、令和4年10月1日より以下のとおり変更いたします。

（選定療養費とは、患者さんが選択することで発生する費用です。）

### 初診の方

- 他の医療機関からの紹介状を持参されず直接来院された場合

医科 7,700 円， 歯科 5,500 円

### 再診の方

- 他の医療機関への紹介を行ったのち、当該医療機関からの紹介状を持参されず受診された場合

医科 3,300 円， 歯科 2,090 円（受診ごと）

初診のうち、次にあたる場合は選定療養費のご負担はありません。

再診でも①、②、⑤、⑥、⑧にあたる場合は選定療養費のご負担はありませんが、②の場合には予約がある診療科への受診に限ります。

- ① 他の医療機関からの紹介状を持参された場合
- ② 継続して当院を受診中の（予約がある）場合
- ③ 当院の他科（歯科を除く）を受診中の場合 （診療科間で紹介がある場合に限ります）
- ④ 特定健診，がん検診等の結果により精密検査の指示があった場合
- ⑤ 救急医療事業（救急輪番・小児救急輪番），周産期事業等における休日夜間受診した場合
- ⑥ 外来受診後そのまま入院となった場合
- ⑦ 当院の治験に協力していただいている場合
- ⑧ 災害により被害を受けられた場合